

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 458

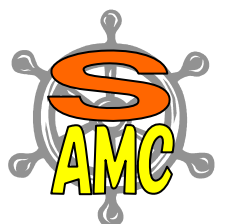
2025年 8 月号 AUGUST



今月のお知らせ

暑中お見舞い申し上げます
お盆休みのお知らせ 8/14(木)～8/17(日)

- ✎ 年金制度改正法が成立
- ✎ はしやすめ ・消える砂浜と海水浴場
- ✎ 定額減税の不足額給付
- ✎ 国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格確認書



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

年金制度改革法が成立



パートなどで働く人の社会保険加入対象の拡大や厚生年金保険料の標準報酬月額上限の引き上げ、在職老齢年金の見直し、遺族年金の見直しといった年金制度の改正が6月13日に成立しました。

在職老齢年金制度の見直し

現在、老齢厚生年金の基本月額と給与等の総報酬月額相当額との合計額が51万円を上回る場合に年金の支給停止がなされていますが、**2026年4月より「62万円」**に引き上げられます。

短時間労働者（パート・アルバイト）の社会保険加入対象の拡大

現在、下記の①～④に該当する場合は社会保険の加入対象となっていますが、今回の改正により収入要件や企業規模要件が撤廃され、新たに約200万人が社会保険の加入対象になるとされています。

- ① 所定内賃金（残業代などは含まない）が月額88,000円以上【収入要件】**撤廃**
- ② 従業員が51人以上の企業が対象【企業規模要件】**撤廃**
- ③ 2か月を超える雇用の見込みがあり、週の所定労働時間が20時間以上
- ④ 学生ではない

①収入要件の撤廃

最低賃金が引き上がる度に「年収106万円以上」にならないように労働時間を抑えていたケースが多くみられました。**今回の改正により法律の公布から3年以内に収入基準が撤廃**され、学生以外で週の所定労働時間が20時間以上などの就業条件を満たせば社会保険の加入対象となります。

3年以内の撤廃となっていますが、最低賃金が1,016円以上で週20時間以上働くと月88,000円以上になることから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃される予定です。

②企業規模要件の撤廃

現在、従業員が51人以上の企業に勤務している短時間労働者が社会保険の加入対象ですが、今後は10年かけて段階的に企業規模要件が撤廃されます。

実施時期	企業規模（常勤の従業員数）
2027年10月	36人以上の企業
2029年10月	21人以上の企業
2032年10月	11人以上の企業
2035年10月	10人以下の企業

週20時間以上勤務する短時間労働者が社保加入対象となる企業規模

個人事業者の社会保険適用対象の拡大

現在、従業員を常時5人以上使用するほとんどの個人事業者の場合は社会保険の加入対象ですが、農業・林業・漁業・宿泊業・飲食サービス業・理美容業などは5人以上でも非適用となっています。

今回の改正により**2029年10月以降はすべての業種の個人事業者を適用対象とするよう拡大**されます。ただし、経過措置により2029年10月の施行時点で既に存在している個人事業者については当分の間、期限を定めずに適用対象外とする予定です。

2029年10月以降に新規開業する個人事業者が、常時5人以上の従業員を使用することになった際に適用対象となります。

また、5人未満の個人事業者については引き続き対象外となります。

社保適用拡大に伴う被保険者への支援等

今回の改正により、従業員50人以下の法人に勤務する短時間労働者や非適用だった業種における従業員5人以上の個人事業者について、社保加入に伴う手取りの減少を緩和するために、本来は労使折半（企業50%：労働者50%）となっている負担割合を国が定める負担割合に軽減できる特例が期限付きで設けられました。2026年10月の施行予定となっています。特例を希望する場合は適用開始時期に年金事務所に申し込みを行う必要があります。

例えば35歳で標準報酬月額8.8万円の場合、通常の社会保険料はそれぞれ12,632円ずつですが、特例を希望すれば労働者の負担が6,316円に軽減されます。（ただし事業主の負担は12,632円のまま）

負担割合を最大9：1の割合に任意で変更できる案が出ていましたが、様々な機関や団体から慎重な意見があったことから下記の負担割合に見直されています。

標準報酬月額 (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の負担割合	25%	30%	36%	41%	45%	48%	50%

※ 特例適用前の労働者負担率は50%です

※ 標準報酬月額13.4万円以上は軽減なし

※ 期間は3年間、3年目は軽減割合を半減

厚生年金保険料の標準報酬月額の上限を段階的に引き上げ

現在、厚生年金の標準報酬月額の上限は65万円となっています。これを3年間かけて75万円まで引き上げられます。

標準報酬月額	報酬月額の範囲	厚生年金保険料(折半額)	実施時期
65万円	635,000円以上～665,000円未満	59,475円	現在
68万円	665,000円以上～695,000円未満	62,220円	2027年9月
71万円	695,000円以上～730,000円未満	64,965円	2028年9月
75万円	730,000円以上	68,625円	2029年9月

遺族厚生年金の見直し

これまで男女間で差がありましたが、女性の就業率向上などに合わせて男性は2028年4月より実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施されます。

現行制度		見直し後	
女性	30歳未満で死別：5年間の有期給付 30歳以上で死別：無期給付	男女共通	60歳未満で死別：原則5年間の有期給付 ※5年の有期給付後も、障害状態にある方や収入が十分でない方など配慮が必要な場合は5年目以降も給付を継続（最長65歳まで） 60歳以上で死別：無期給付（現行どおり）
男性	55歳未満で死別：給付なし 55歳以上で死別：60歳から無期給付		

※上記の例は子がない場合です。いる場合は子が18歳になった年度末までは現行制度と同じ

見直しの影響を受けない方

- 改正前から遺族厚生年金を受け取っている方
- 60歳以上で死別された方
- 2028年度に40歳以上になる女性
- 18歳未満の子がいる場合は18歳になった年度末までは現行制度と同じ
18歳を超えた後からは原則5年の有期給付＋継続給付（配慮が必要な場合）

はしやすめ

消える砂浜と海水浴場



「夏といえば海水浴」というのは今となっては昔の話。海水浴客数はピークだった 1985 年の 3790 万人から 2023 年は 430 万人と約 9 割も減少し、海水浴場もピーク時より 3 割減っているそうです。

昔はいわゆる「イモ洗い状態」を覚悟して出かけた海水浴場も今では人も少なく、長崎でも閉鎖された海水浴場がいくつもあります。子どもの頃遊んだ海水浴場に大人になって行ってみたら海の家はなく、砂浜もごみが散乱していて寂しい気持ちになった方もいるかと思います。

海水浴場の閉鎖の原因は少子化やレジャーの多様化に加え、砂浜の減少もその一因となっています。砂浜の減少は、河川から海へと運ばれていた土砂がダム建設や河川の護岸工事によりせき止められたこと、地球温暖化により氷河が解けて海面水位が上昇したこと、台風の巨大化による海岸の浸食が主な理由といわれています。このまま地球温暖化が進むと日本の砂浜は 2050 年には最大で半分近くが消え、2100 年までに 65%、182 平方キロメートル（東京ドーム 3900 個分相当）が消滅すると予測されています。実際に 1900 年に全国平均で 70 メートルあった砂浜が約 43 メートルまで後退したという報告もなされています。

今年は最高気温が 40 度を超える地域が続出し、北海道でも 39 度を記録するなど異常な暑さです。海に入れば涼しいはずなのですが、暑すぎてなかなか海水浴場までたどり着けません。

近年、海洋プラスチックごみ問題が深刻化しています。海洋ごみの 8 割は街で発生しており、雨が降った際に路上のごみが川や水路から海に流出しているといわれています。プラスチックごみだけでも世界で 1 億 5000 万トン以上の量が存在するといわれ、2050 年には海洋プラスチックごみは魚の量を上回ると予測されています。

そんな危機的な海水浴場ではありますが、“海ごみゼロ”を合言葉に青いアイテムを身に着けて海の清掃活動を行う『ブルーサンタ』という取り組みが全国各地で広がっています。

未来の子どもたちへ豊かな海を残せるよう一人ひとりが普段からごみを減らす努力が必要です。

定額減税の不足額給付



令和 6 年分の年末調整や確定申告時に定額減税を全額減税しきれずに不足額が生じた方、個人事業の事業専従者で定額減税を受けていない方、子どもの出生などにより扶養親族等が令和 6 年中に増加した方などに該当する場合は各市町村から「支給確認書」などの関係書類が 7 月下旬以降に送付されています。

申請期限は 10 月 31 日（金）というところがほとんどですが、市町村によりそれぞれ書類は異なりますので詳しくはお住いの自治体へお問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格確認書

国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険証の有効期限が 7 月末で切れています。今後は「マイナ保険証」か、保険証代わりの「資格確認書」が必要となります。

該当する方には 7 月中に各市町村から「資格確認書」が届いているかと思います。また、「限度額適用認定証」は廃止されていますが、今までどおりの窓口負担で受診が可能です。

なお、会社員などが加入している健康保険の保険証の有効期限は令和 7 年 12 月 1 日までとなっており、マイナ保険証を持っていない方には黄色の「資格確認書」が発行される予定です。